



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
3月31日(火)  
号外  
第22号

## 目次

### 規 則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第十二号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長	出先機関名	総括所長 補佐等	所部長	所課長
略				略			
食肉衛生検査 所	<u>副所長</u> —			食肉衛生検査 所	<u>総括所長</u> 補佐		
略				略			

別表第一「本庁関係共通事項」の表11の項を次のように定める。

20 会計年度任用職員、 臨時又は非常勤の嘱託 員等に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及 び退職（免職の処分による退 職を除く。）並びに給料、報 酬及び退職手当の額の決定					○			
	2 会計年度任用職員の育児休 業、育児休業期間の延長及び 部分休業の承認					○			
	3 臨時又は非常勤の嘱託員、 調査員及びこれらに準ずる者 の委嘱及び解嘱					○			

	4 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者の報酬及び費用弁償の額の決定				○							
--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第1-1 本庁関係共通事項の表11-1の項第八号を次のように改める。

8 職員の部分休業の承認										
(1) 理事及び部長に係るもの		○								
(2) 部長相当職にある職員及び課長に係るもの			○							
(3) 所長に係るもの			○							
(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員(会計年度任用職員を除く。)に係るもの					○					

別表第1-2 本庁関係特定事項(2)経知管理部人事課の表11の項から四の項までを次のように改める。

2 職員の任免等に関する事務	1 職員の採用、昇任、配置換え、派遣、転任、休職、復職及び退職並びに給料の決定(会計年度任用職員の採用、退職(免職の処分による退職を除く。)及び給料の決定を除く。)											
	(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○										
	(2) 課長補佐及び課長補佐相当職にある職員に係るもの		○									
	(3) 係長及び係長相当職以下の職にある職員(会計年度任用職員を除く。)に係るもの			○								
	(4) 会計年度任用職員に係るもの				○							
	2 職員の採用、昇任、配置換え、派遣、転任、休職、復職及び退職以外の任免(法令の定めにより県に置く必要のある特別の職への職員の任免を除く。)	○										
	3 職員の懲戒処分の決定											
	(1) (2)以外の職員に係るもの	○										

	(2) 会計年度任用職員に係るもの						○		
3 職員の退職手当に関する事務	1 職員であった者の退職手当の額の決定（会計年度任用職員に係るものを除く。）						○		
4 職員の服務に関する事務	1 職員の傷病休暇の承認								
	(1) 部長相当職以上の職にある職員の5日以上の傷病休暇に係るもの	○							
	(2) 課長、課長相当職にある職員及び所長の30日以上傷病休暇に係るもの		○						
	2 職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承認								
	(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○							
	(2) 課長補佐相当職にある職員に係るもの		○						
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）に係るもの			○					
	3 職員の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認								
	(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○							
	(2) 課長補佐相当職にある職員に係るもの		○						
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に係るもの			○					
	4 職員の自己啓発等休業の承認								
	(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○							
	(2) 課長補佐相当職にある職員に係るもの		○						
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に係るもの			○						

5	職員の配偶者同行休業の承認						
(1)	課長相当職以上の職にある職員に係るもの	○					
(2)	課長補佐相当職にある職員に係るもの		○				
(3)	(1)及び(2)に掲げる職員以外の職員に係るもの			○			
6	職員の営利企業従事の許可						
(1)	理事及び部長に係るもの		○				
(2)	(1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの			○			
(3)	会計年度任用職員に係るもの				○		
7	職員の事故等の報告に基づく措置(任免、分限又は懲戒にあたる事案を除く。)の決定						
(1)	課長相当職以上の職にある職員及び所長に係るもの		○				
(2)	(1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの			○			
(3)	会計年度任用職員に係るもの				○		
8	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年栃木県条例第1号)第2条第5項の規定による人事委員会への承認の申請			○			
9	人事委員会との協議を必要とする週休日及び勤務時間の割振りに係る人事委員会への協議			○			
10	職員記章の貸与				○		

別表第一二本庁関係特定事項②経営管理部・人事課の表中大の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の職種の決定			○			
	2 会計年度任用職員の職名及び配置数の決定			○			

別表第一二本庁関係特定事項②経営管理部・管財課の表七の項を次のように改める。

7 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)に基づく事務	1 第7条並びに第9条第2項及び第3項の規定による通知				○				
-------------------------------------	-----------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第11の2本上関係特定事項(4)環境森林部と環境保全課の表1の項を次のように改める。

1 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく事務	1 第14条の8第1項の規定による指定				○				
	2 第14条の8第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町村長の意見の聴取				○				
	3 第14条の8第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知				○				
	4 第14条の8第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による通知				○				
	5 第14条の9第6項の規定による勧告				○				
	6 第18条の規定による措置命令				○				
	7 第23条第4項の規定による措置要請				○				
	8 第24条第2項の規定による協力要請等				○				

別表第11の2本上関係特定事項(4)環境森林部と環境保全課の表11の項及び13の項を次のように改める。

12 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に基づく事務	1 第17条の規定による指導及び助言					○			
	2 第18条の規定による勧告、公表及び命令				○				
	3 第20条第2項及び第4項の規定による通知の受理				○				
	4 第20条第5項の規定による集計及び公表				○				
	5 第23条第4項の規定による通知の受理				○				

6	第27条第2項(第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理				○		
7	第28条(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登録等				○		
8	第29条第1項(第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否				○		
9	第29条第2項(第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知				○		
10	第31条第1項の規定による変更の届出の受理					○	
11	第32条の規定による登録簿の閲覧					○	
12	第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理					○	
13	第34条の規定による登録の抹消					○	
14	第35条第1項の規定による登録の取消し及び業務の停止命令			○			
15	第45条第4項の規定による報告の受理				○		
16	第47条第3項の規定による報告の受理				○		
17	第47条第4項の規定による主務大臣への通知				○		
18	第48条の規定による指導及び助言					○	
19	第49条の規定による勧告及び命令				○		
20	第91条の規定による報告の徴収				○		
21	第92条第1項の規定による立入検査				○		

	22 第93条第2項の規定による協力要請等						○		
	23 第99条の2第1項の規定による協議会の組織						○		
13 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省令、環境省令第7号)に基づく事務	1 第12条の規定による報告の受理						○		
	2 第48条の3第1項第3号の規定による認定						○		
	3 第48条の6第3号の規定による認定						○		
	4 第49条第1号の規定による認定						○		

別表第1-2本庁関係特定事項(4)環境森林部ハ環境保全課の表十五の項を次のように改める。

15 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく事務	1 第12条の4第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による協議の同意						○		
	2 第53条第1項及び第2項の規定による報告の徴収、立入検査等						○		
	3 第54条第1項の規定による協議会の組織						○		
	4 第57条第1項の規定による指定検査機関の指定						○		

別表第1-2本庁関係特定事項(4)環境森林部キ森林整備課の表九の項を次のように改める。

9 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく事務	1 第19条第2項の規定による認証(森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う地籍調査に係るものに限る。)						○		
-----------------------------	---	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第1-2本庁関係特定事項(4)環境森林部キ森林整備課の表に次のように加える。

10 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に基づく事務	1 第4条第1項の規定による基本方針の策定(特定母樹の増殖に係るものに限る。)						○		
	2 第9条第3項の規定による特定増殖事業計画の認定						○		

別表第1-2本庁関係特定事項(5)保健福祉部ア保健福祉課の表1の項を次のように改める。

1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく事務	1 第14条第8項の規定による福祉に関する町村の事務所の設置及び廃止の協議						○		
----------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--

2	第19条第1項第2号の規定による指定			○				
3	第58条第1項の規定による助成、貸付及び財産の譲渡（高齢対策課、障害福祉課及びこども政策課の所掌に係るものを除く。4から20までにおいて同じ。）			○				
4	第58条第2項の規定による報告の徴収及び勧告			○				
5	第58条第3項の規定による命令			○				
6	第62条第1項の規定による届出の受理				○			
7	第62条第2項の規定による許可			○				
8	第63条第1項の規定による届出の受理				○			
9	第63条第2項の規定による許可			○				
10	第64条の規定による届出の受理				○			
11	第67条第1項の規定による届出の受理				○			
12	第67条第2項の規定による許可			○				
13	第68条の規定による届出の受理				○			
14	第69条第1項の規定による届出の受理				○			
15	第69条第2項の規定による届出の受理				○			
16	第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査			○				
17	第71条の規定による命令			○				
18	第72条第1項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可の取消し			○				
19	第72条第2項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可若しくは認可の取消し			○				



	20 第72条第3項の規定による経営の制限及び停止の命令			○			
	21 第93条第1項の規定による指定			○			
	22 第93条第3項及び第5項の規定による公示			○			
	23 第93条第4項の規定による届出の受理				○		
	24 第97条の規定による監督命令			○			
	25 第98条第1項及び第2項の規定による指定の取消し			○			
	26 第98条第3項の規定による公示			○			
	27 第121条の規定による命令			○			

別表第1-2本上関係特定事項⑤保健福祉部「医療政策課」の表に次のように加える。

28 医師法（昭和23年法律第201号）に基づく事務	1 第16条の2第1項の規定による指定			○			
	2 第16条の2第4項の規定による指定の取消し			○			
	3 第16条の3第3項の規定による定員の設定			○			
	4 第16条の3第5項の規定による通知			○			
	5 第16条の4第1項の規定による報告の徴収及び指示				○		
29 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）に基づく事務	1 第6条の2の規定による通知				○		
	2 第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）並びに第9条第1項（同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）及び第5項の規定による届出の受理				○		
	3 第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理				○		
	4 第15条及び第16条第1項の規定による通知				○		

5	第17条第2項の規定による実地調査				○		
6	第17条第4項の規定による通知				○		

別表第1-2 本庁関係特定事項(5)保健福祉部の高齢政策課の表1の項を次のように改める。

1 社会福祉法に基づく事務	1	第58条第1項の規定による助成、貸付及び財産の譲渡（高齢者対策に係るものに限る。以下この項において同じ。）				○		
	2	第58条第2項の規定による報告の徴収及び勧告				○		
	3	第58条第3項の規定による命令				○		
	4	第62条第1項の規定による届出の受理					○	
	5	第62条第2項の規定による許可				○		
	6	第63条第1項の規定による届出の受理					○	
	7	第63条第2項の規定による許可				○		
	8	第64条の規定による届出の受理					○	
	9	第67条第1項の規定による届出の受理					○	
	10	第67条第2項の規定による許可				○		
	11	第68条の規定による届出の受理					○	
	12	第69条第1項の規定による届出の受理					○	
	13	第69条第2項の規定による届出の受理					○	
	14	第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査				○		
	15	第71条の規定による命令				○		
	16	第72条第1項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可の取消し				○		
	17	第72条第2項の規定による経営				○		

	の制限、停止の命令及び許可若しくは認可の取消し							
18	第72条第3項の規定による経営の制限及び停止の命令			○				

別表第1-2本件関係特定事項⑤保健福祉部高齢対策課の表11の項第1号及び第2号を次のように改める。

1	第14条から第14条の3までの規定による届出の受理			○				
2	第15条第2項、第15条の2第1項及び第16条第1項の規定による届出の受理			○				

別表第1-2本件関係特定事項⑤保健福祉部高齢対策課の表11の項を次のように改める。

3 介護保険法に基づく事務	1	第24条第1項及び第2項の規定による帳簿書類の提示の命令等			○			
	2	第24条の2第1項の規定による指定			○			
	3	第41条第1項の規定による指定			○			
	4	第48条第1項第1号の規定による指定			○			
	5	第53条第1項の規定による指定			○			
	6	第69条の2第1項の規定による試験及び研修			○			
	7	第69条の2第2項の規定による登録簿への登載					○	
	8	第69条の3の規定による登録の移転					○	
	9	第69条の4及び第69条の5の規定による届出の受理					○	
	10	第69条の6の規定による登録の消除			○			
	11	第69条の7の規定による証の交付					○	
	12	第69条の8の規定による証の有効期間の更新					○	
	13	第69条の27第1項の規定による指定			○			

14	第69条の29（第69条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定による監督命令				○			
15	第69条の30第1項（第69条の33第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び検査				○			
16	第69条の31第1項の規定による合格の取消し等			○				
17	第69条の33第1項の規定による指定				○			
18	第69条の38第1項から第3項までの規定による報告等				○			
19	第69条の39の規定による登録の消除			○				
20	第70条の2第1項（第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新				○			
21	第75条の規定による届出の受理				○			
22	第76条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○			
23	第76条の2第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○				
24	第77条第1項の規定による指定の取消し等			○				
25	第78条の規定による公示				○			
26	第86条の2第1項の規定による指定の更新				○			
27	第89条の規定による届出の受理				○			
28	第90条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○			
29	第91条の規定による指定の辞退の受理				○			
30	第91条の2第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○				

31	第92条第1項の規定による指定の取消し等			○			
32	第93条の規定による公示				○		
33	第94条第1項の規定による許可			○			
34	第94条第2項の規定による許可				○		
35	第94条の2第1項の規定による許可の更新				○		
36	第95条の規定による承認				○		
37	第98条第1項第4号の規定による許可				○		
38	第99条の規定による届出の受理				○		
39	第100条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
40	第101条の規定による施設の使用制限、修繕命令等			○			
41	第102条第1項の規定による変更命令			○			
42	第103条第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
43	第104条第1項の規定による許可の取消し等			○			
44	第104条の2の規定による公示				○		
45	第107条第1項の規定による許可			○			
46	第107条第2項の規定による許可				○		
47	第108条第1項の規定による許可の更新				○		
48	第109条の規定による承認				○		
49	第112条第1項第4号の規定による許可				○		
50	第113条の規定による届出の受				○		

理						
51 第114条の2第1項の規定による報告の徴収及び検査			○			
52 第114条の3の規定による施設の使用制限、修繕命令等			○			
53 第114条の4第1項の規定による変更命令			○			
54 第114条の5第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
55 第114条の6第1項の規定による許可の取消し等			○			
56 第114条の7の規定による公示			○			
57 第115条の5の規定による届出の受理			○			
58 第115条の7第1項の規定による報告の徴収及び検査			○			
59 第115条の8第1項から第4項までの規定による勧告、公表、命令及び公示			○			
60 第115条の9第1項の規定による指定の取消し等			○			
61 第115条の10の規定による公示			○			
62 第115条の20の規定による届出の受理			○			
63 第115条の32第2項第1号及び第2号の規定による届出の受理			○			
64 第115条の33の規定による検査			○			
65 第115条の34の規定による勧告等			○			
66 第115条の35第1項から第4項までの規定による報告の受理、公表、調査及び命令			○			
67 第115条の35第6項の規定による取消し及び停止			○			

68	第115条の36第1項の規定による指定				○			
69	第115条の40第1項(第115条の42第3項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び検査				○			
70	第115条の41の規定による許可				○			
71	第115条の42第1項の規定による指定				○			
72	第197条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収、検査等				○			

別表第1-2 本庁関係特定事項⑤保健福祉部高齢政策課の表に次のように加える。

23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づく事務	1	第19条の規定による市町村相互間の連絡調整等				○		
	2	第22条第1項の規定による報告の受理				○		
	3	第24条の規定による権限の行使				○		
	4	第25条の規定による公表				○		

別表第1-2 本庁関係特定事項⑤保健福祉部障害福祉課の表1の項を次のように改める。

1 社会福祉法に基づく事務	1	第58条第1項の規定による助成、貸付及び財産の譲渡(心身障害児者及び精神障害者に係るものに限る。以下この項において同じ。)				○		
	2	第58条第2項の規定による報告の徴収及び勧告				○		
	3	第58条第3項の規定による命令				○		
	4	第62条第1項の規定による届出の受理				○		
	5	第62条第2項の規定による許可				○		
	6	第63条第1項の規定による届出の受理				○		
	7	第63条第2項の規定による許可				○		

8	第64条の規定による届出の受理				○			
9	第67条第1項の規定による届出の受理				○			
10	第67条第2項の規定による許可			○				
11	第68条の規定による届出の受理				○			
12	第69条第1項の規定による届出の受理				○			
13	第69条第2項の規定による届出の受理				○			
14	第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査			○				
15	第71条の規定による命令			○				
16	第72条第1項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可の取消し			○				
17	第72条第2項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可若しくは認可の取消し			○				
18	第72条第3項の規定による経営の制限及び停止の命令			○				

別表第1-2 本庁関係特定事項(5)保健福祉部才障害福祉課の表三の項第四十六号を次のように改める。

46	第35条第4項及び第12項の規定による認可及び承認			○				
----	---------------------------	--	--	---	--	--	--	--

別表第1-2 本庁関係特定事項(5)保健福祉部才障害福祉課の表四の項を次のように改める。

4	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例第27号)に基づく事務	1	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条第1項第9号及び第10号の規定による認定(児童福祉法第42条及び第43条に規定する児童福祉施設に係るものに限る。)					○	
---	---	---	---	--	--	--	--	---	--

別表第1-2 本庁関係特定事項(5)保健福祉部キャリア支援政策課の表一の項及び二の項を次のように改める。

1	社会福祉法に基づく事務	1	第58条第1項の規定による助成、貸付及び財産の譲渡(心身障害児を除く児童又は母子に係るものに限る。以下この項において同じ。)			○			
---	-------------	---	--	--	--	---	--	--	--



	2 第58条第2項の規定による報告の徴収及び勧告			○			
	3 第58条第3項の規定による命令			○			
	4 第62条第1項の規定による届出の受理				○		
	5 第62条第2項の規定による許可			○			
	6 第63条第1項の規定による届出の受理				○		
	7 第63条第2項の規定による許可			○			
	8 第64条の規定による届出の受理				○		
	9 第67条第1項の規定による届出の受理				○		
	10 第67条第2項の規定による許可			○			
	11 第68条の規定による届出の受理				○		
	12 第69条第1項の規定による届出の受理（地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業に係るものを除く。13において同じ。）				○		
	13 第69条第2項の規定による届出の受理				○		
	14 第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査			○			
	15 第71条の規定による命令			○			
	16 第72条第1項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可の取消し			○			
	17 第72条第2項の規定による経営の制限、停止の命令及び許可若しくは認可の取消し			○			
	18 第72条第3項の規定による経営の制限及び停止の命令			○			
2 児童福祉法に基づく事務	1 第18条の6第1号の規定による指定			○			
	2 第18条の7第1項の規定による				○		

報告の徴収、検査等						
3 第20条第5項の規定による指定			○			
4 第21条の2において準用する第19条の20の規定による診療報酬の額の決定				○		
5 第30条の2の規定による指示及び報告の徴収（第36条から第41条まで及び第43条の2から第44条の2までに規定する児童福祉施設に係るものに限る。以下この項において同じ。）				○		
6 第33条の16の規定による公表				○		
7 第34条の12の規定による届出の受理				○		
8 第34条の14第1項の規定による報告の徴収、立入調査等			○			
9 第34条の14第3項及び第4項の規定による命令			○			
10 第34条の18の規定による届出の受理				○		
11 第34条の18の2第1項の規定による報告の徴収、立入調査等			○			
12 第34条の18の2第3項の規定による命令			○			
13 第35条第4項及び第12項の規定による認可及び承認			○			
14 第35条第6項の規定による審議会への意見聴取				○		
15 第35条第7項の規定による市町村長への協議				○		
16 第35条第8項ただし書の規定による不認可			○			
17 第35条第9項の規定による通知				○		
18 第46条第1項の規定による報告の徴収、立入調査等			○			
19 第46条第3項の規定による勧告			○			

	等							
	20 第46条第4項の規定による事業の停止命令			○				
	21 第58条の規定による認可の取消し			○				
	22 第59条第1項の規定による報告の徴収、立入調査等				○			
	23 第59条第3項及び第4項の規定による勧告及び公表			○				
	24 第59条第5項の規定による停止命令及び閉鎖命令			○				
	25 第59条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理				○			
	26 第59条の2第3項の規定による通知				○			
	27 第59条の2の5第1項の規定による報告の受理				○			
	28 第59条の2の5第2項の規定による通知及び公表				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部カリキュラム政策課の表五の項を次のように改める。

5 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務	1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第22条の2第1項第4号、第27条の2第1項第4号、第38条第2項第6号、第42条の2第1項第4号、第74条第1項第4号及び第81条第1項第4号の規定に基づく認定						○	
	2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項第9号及び第10号の規定に基づく認定（児童福祉法第36条、第41条及び第43条の2に規定する児童福祉施設に係るものに限る。）						○	

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部カリキュラム政策課の表十の項を削り、十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

15 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく事務	1 第15条第2項（第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、物件の提出命令等					○		
----------------------------------	---	--	--	--	--	---	--	--

2	第55条第2項第3号の規定による届出の受理						○
3	第56条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○		
4	第57条第1項の規定による勧告			○			
5	第58条第3項の規定による調査				○		
6	第58条第4項の規定による命令			○			
7	第58条第6項の規定による通知			○			

別表第一の二本庁関係特定事項⑤保健福祉部カリキュラム政策課の表11十の項及び11十の項を次のように改める。

20 私立学校法に基づく事務	1	第31条第1項の規定による学校法人（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）の寄附行為の認可				○	
	2	第45条第1項の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可				○	
	3	第45条第2項の規定による学校法人の寄附行為の変更の届出の受理				○	
	4	第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可及び認定				○	
	5	第63条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○	
21 私立学校振興助成法に基づく事務	1	第12条第1号の規定による報告の徴収、検査等（幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）				○	
	2	第12条第2号の規定による是正命令				○	
	3	第12条第3号及び第4号の規定による勧告				○	

別表第一の二本庁関係特定事項⑤保健福祉部カリキュラム政策課の表に次のように加える。

22 その他の事務	1	病欠代替職員の雇用の承認（児童福祉法第36条から第39条まで及				○	
-----------	---	---------------------------------	--	--	--	---	--

	び第41条から第44条の2までの規定による児童福祉施設に係るものに限る。)								
--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1-2本庁関係特定事項⑤保健福祉部ノ薬務課の表四の項及び五の項を次のように改める。

4 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく事務	1 第4条第1項の規定による製造業及び輸入業の登録				○				
	2 第4条第3項の規定による製造業及び輸入業の登録の更新				○				
	3 第6条の2第1項の規定による特定毒物研究者の許可				○				
	4 第7条第3項の規定による届出の受理				○				
	5 第9条第1項の規定による製造業及び輸入業の登録の変更				○				
	6 第18条第1項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去（保健所長の委任事務を除く。）				○				
	7 第19条第1項から第4項までの規定による製造業、輸入業及び販売業の登録の取消し等			○					
5 毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務	1 第11条第1号、第13条第1号ロ及びチ、第16条第1号、第18条第1号ロ、ニ、ホ及びヘ、第22条第1号、第24条第1号ロ、ニ、ホ及びヘ、第28条第1号ロ並びに第30条第1項第2号イの規定による指定				○				
	2 第36条の4第2項及び第36条の6の規定による通知				○				

別表第1-2本庁関係特定事項⑤保健福祉部ノ薬務課の表九の項を次のように改める。

9 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定（宇都宮市に係るものに限る。3、4、6及び7において同じ。）				○				
	2 第8条第1項の規定による指定の取消し及び停止命令			○					
	3 第10条第3項（第30条の5において準用する場合を含む。）の規				○				

定による指定証の返還							
4 第30条の2の規定による指定				○			
5 第30条の3第1項の規定による指定の取消し及び停止命令			○				
6 第31条の規定による報告の徴収				○			
7 第32条第1項及び第2項の規定による立入検査、物件の収去及び質問				○			
8 第34条の規定による意見具申				○			
9 第35条第2項の規定による指定				○			

別表第1-2本庁関係特定事項⑤保健福祉部の取次から取用する。  
 1 指導監査課

事 務		決 裁 区 分					備 考
種 類	事 項	知 事	専 決 権 者				
			副 知 事	部 長	課 長	総 括 課 長 補 佐	
1 社会福祉法に基づく事務	1 第32条の規定による認可		○				
	2 第42条第2項の規定による選任			○			
	3 第45条の6第2項の規定による選任			○			
	4 第45条の9第5項の規定による許可			○			
	5 第45条の36第2項の規定による認可			○			
	6 第45条の36第4項の規定による届出の受理				○		
	7 第46条第2項の規定による認可又は認定			○			
	8 第46条第3項の規定による届出の受理				○		

	9 第46条の6第4項及び第5項の規定による届出の受理				○			
	10 第47条の5の規定による届出の受理				○			
	11 第50条第3項の規定による認可				○			
	12 第54条の6第2項の規定による認可				○			
	13 第55条の2第1項の規定による承認				○			
	14 第55条の3第1項の規定による承認				○			
	15 第55条の3第2項の規定による届出の受理				○			
	16 第55条の4の規定による承認				○			
	17 第56条第1項の規定による検査				○			
	18 第56条第4項の規定による勧告				○			
	19 第56条第5項の規定による公表				○			
	20 第56条第6項の規定による命令				○			
	21 第56条第7項の規定による命令又は勧告				○			
	22 第56条第8項の規定による命令				○			
	23 第56条第11項の規定による報告の受理				○			
	24 第57条の規定による命令				○			
	25 第59条の規定による届出の受理				○			
	26 第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査				○			
2 生活保護法に基づく事務	1 第44条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○			
3 老人福祉法に基づく事務	1 第18条第1項及び第2項の規定による報告の徴収及び検査				○			
	2 第29条第11項の規定による報告				○			

	の徴収及び検査						
4 介護保険法に基づく事務	1 第24条第1項及び第2項の規定による帳簿書類の提示の命令等				○		
	2 第76条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
	3 第90条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
	4 第100条第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
	5 第114条の2第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
	6 第115条の7第1項の規定による報告の徴収及び検査				○		
	7 第115条の33の規定による検査等				○		
	8 第115条の35第1項から第4項までの規定による報告の受理、公表、調査及び命令				○		
	9 第197条第1項、第3項及び第4項の規定による報告の徴収、検査等				○		
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務	1 第11条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等				○		
	2 第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等				○		
	3 第51条の3第1項の規定による報告の徴収等				○		
	4 第51条の3第3項の規定による要請				○		
	5 第51条の3第4項の規定による通知の受理				○		
	6 第51条の27第1項の規定による報告の徴収等				○		
	7 第51条の32第1項の規定による報告の徴収等				○		



	8 第51条の32第3項の規定による要請				○			
	9 第51条の32第4項の規定による通知の受理				○			
	10 第81条第1項の規定による報告の徴収等				○			
	11 第85条第1項の規定による報告の徴収等				○			
6 児童福祉法に基づく事務	1 第18条の7第1項の規定による報告の徴収、検査等				○			
	2 第18条の16第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	3 第21条の3の規定による報告の徴収、検査等				○			
	4 第21条の5の22第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	5 第21条の5の27第1項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	6 第24条の15第1項の規定による報告の徴収等				○			
	7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	8 第34条の5第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	9 第34条の14第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	10 第34条の18の2第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	11 第46条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○			
	12 第57条の3の3第1項及び第3項の規定による報告の徴収等				○			
	13 第59条第1項の規定による報告の徴収、立入調査等				○			

	14 市町村が行う保育の実施事務及び費用徴収事務に係る検査指導				○		
	15 市が行う母子生活支援施設等の入所事務及び費用徴収事務に係る検査指導				○		
7 子ども・子育て支援法に基づく事務	1 第15条第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収、物件の提出命令等				○		
8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務	1 第19条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等				○		
9 私立学校法に基づく事務	1 第63条第1項の規定による報告の徴収、立入検査等(幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。)			○			
10 私立学校振興助成法に基づく事務	1 第12条第1号の規定による報告の徴収、検査等(幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみの設置を目的とする学校法人に係るものに限る。)				○		
11 その他の事務	1 市町村が行う児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定並びに児童手当の支給等に関する事務に係る検査指導				○		
	2 市が行う児童扶養手当の受給資格及び児童扶養手当の額の認定並びに児童扶養手当の支給等に関する事務に係る検査指導				○		
	3 町村が行う児童扶養手当に関する認定の請求等の受理及び証書の交付に関する事務に係る検査指導				○		
	4 市が行う特別児童扶養手当等の受給資格及び特別児童扶養手当等の額の認定並びに特別児童扶養手当等の支給に関する事務に係る検査指導				○		
	5 町村が行う特別児童扶養手当等に関する認定の請求等の受理及び証書の交付に関する事務に係る検査指導				○		

	査指導						
	6 市町村が行う子ども手当の受給資格及び子ども手当の額の認定並びに子ども手当の支給等に関する事務に係る検査指導				○		

別表第一 二 本庁関係特定事項⑥産業労働観光部 経営支援課の表五の項を次のように改める。

5 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく事務	1 第14条第1項及び第15条第1項の規定による承認				○		
	2 第15条第2項の規定による承認の取消し				○		

別表第一 二 本庁関係特定事項⑥産業労働観光部 経営支援課の表八の項及び九の項を次のように改める。

8 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(平成21年経済産業省令第22号)に基づく事務	1 第9条第1項、第2項(同条第4項、第6項及び第8項において準用する場合を含む。)、第3項(同条第5項、第7項及び第9項において準用する場合を含む。)、第14項(同条第16項において準用する場合を含む。)及び第15項(同条第17項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消し				○		
	2 第12条第37項の規定による確認				○		
	3 第13条第1項(同条第3項から第5項までにおいて準用する場合を含む。)、第6項(同条第8項において準用する場合を含む。)及び第9項(同条第11項において準用する場合を含む。)の規定による確認並びに同条第13項の規定による確認の取消し				○		
	4 第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び第5項の規定による確認及び確認の取消し				○		
	5 第17条第1項の規定による確認				○		
	6 第18条第1項から第4項まで、第7項及び第8項の規定による確認				○		
	7 第19条第1項及び第2項の規定による確認の取消し				○		

	8 第20条第1項（同条第8項、第10項及び第12項において準用する場合を含む。）及び第2項（同条第9項、第11項及び第13項において準用する場合を含む。）の規定による確認					○				
9 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく事務	1 第70条の6の8第27項及び第70条の6の10第28項の規定による通知					○				
	2 第70条の7第35項（第70条の7の5第26項において準用する場合を含む。）及び第70条の7の2第40項（第70条の7の4第20項、第70条の7の6第27項及び第70条の7の8第15項において準用する場合を含む。）の規定による通知					○				

別表第二本庁関係特定事項(6)産業労働観光部内経営支援課の表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項を十五の項とする。

別表第三一 出先機関関係共通事項(1)(2)から(9)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	○								
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認	○								

別表第三一 出先機関関係共通事項(1)(2)から(9)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表七の項第八号を次のように改める。

8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認				○						
(1) (2)以外のもの				○						
(2) 支所等の職員（支所長を除く。）に係るもの						○				

別表第三一 出先機関関係共通事項(2)県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、衛生福祉大学校、水産試験場、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	○								
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び	○								

部分休業の承認

別表第三「出先機関関係共通事項②」県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、衛生福祉大学校、水産試験場、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表七の項第八号を次のように改める。

8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認			○																
(1) (2)以外のもの				○															
(2) 支所等の職員（支所長を除く。）に係るもの																			○

別表第三「出先機関関係共通事項③」環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定			○															
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認				○														

別表第三「出先機関関係共通事項③」環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表七の項第四号から第八号までを次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び勤務時間の割振り変更			○																
(1) (2)以外のもの									○										県東環境森林事務所、県南環境森林事務所及び中小土木事務所にあつては、次長とする。
(2) 支所等の職員に係るもの																			○
5 職員の超勤代休時間の指定			○																
(1) (2)以外のもの									○										県東環境森林事務所、県南環境森林事務所及び中小土木事務所にあつては、次長とする。

(2) 支所等の職員に係るもの									○	
6 職員の休日勤務の命令及び休日の代休日の指定			○							
(1) (2)以外のもの						○				県東環境森林事務所、県南環境森林事務所及び中小土木事務所にあつては、次長とする。
(2) 支所等の職員に係るもの									○	
7 職員の超過勤務及び宿日直勤務の命令			○							
(1) (2)以外のもの						○				県東環境森林事務所、県南環境森林事務所及び中小土木事務所にあつては、次長とする。
(2) 支所等の職員に係るもの									○	
8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認			○							
(1) (2)以外のもの				○						
(2) 支所等の職員（支所長を除く。）に係るもの									○	

別表第三十一出先機関関係共通事項⑤保健環境センターの表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	○							
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認	○							

別表第三十一出先機関関係共通事項⑤保健環境センターの表七の項第八号を次のように改める。

8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認		○	○						
--------------------------------	--	---	---	--	--	--	--	--	--

別表第三十一出先機関関係共通事項⑥産業技術センター及び産業技術専門校の表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	○							
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認	○							

別表第三―I出先機関関係共通事項⑥産業技術センター及び産業技術専門校の表七の項第八号を次のように改める。

8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認		○						
(1) (2)以外のもの			○					
(2) 支所等の職員（支所長を除く。）に係るもの						○		

別表第三―I出先機関関係共通事項⑦美術館の表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	○						
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認	○						

別表第三―I出先機関関係共通事項⑦美術館の表七の項第八号を次のように改める。

8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認		○						
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの			○					
(2) (1)に掲げる職員以外の職員に係るもの				○				

別表第三―I出先機関関係共通事項⑧博物館の表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定	○						
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認	○						

別表第三―I出先機関関係共通事項⑧博物館の表七の項第八号を次のように改める。

8 職員（館長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認			○			
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの				○		
(2) (1)に掲げる職員以外の職員に係るもの					○	

別表第三十一出立機関関係共通事項⑨岡本台病院の表六の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員に関する事務	1 会計年度任用職員の採用及び退職（免職の処分による退職を除く。）並びに給料、報酬及び退職手当の額の決定			○			
	2 会計年度任用職員の育児休業、育児休業期間の延長及び部分休業の承認			○			

別表第三十一出立機関関係共通事項⑨岡本台病院の表八の項第八号を次のように改める。

8 職員（所長及び会計年度任用職員を除く。）の部分休業の承認			○			
(1) 課長相当職以上の職にある職員に係るもの				○		
(2) (1)に掲げる職員以外の職員に係るもの					○	

別表第三十二出立機関関係特記事項②経営管理部入県税事務所の表一の項第十一号を次のように改める。

12 第53条第20項、第34項、第37項及び第38項、第55条第5項、第72条の24の10第3項、第5項及び第7項、第72条の24の11第4項、第72条の28第4項、第72条の41の4、第73条の2第8項及び第9項、第73条の27、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項及び第5項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項、第74条の14第2項及び第3項、第144条の30第1項及び第2項、第144条の31第1項、第4項及び第5項、附則第11条の4第2項、第5項及び第7項並びに附則第12条の2の7第2			○			
---	--	--	---	--	--	--



項の規定による過誤納金以外の還付金の還付及び充当							
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第三の二出先機関関係特定事項(4)環境森林部、環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表十八の項を次のように改める。

18 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく事務	1 第17条の規定による指導及び助言（所管区域内に主たる事務所又は事業所を有する者に係るものに限る。2から17までにおいて同じ。）		○				○
	2 第18条の規定による勧告、公表及び命令		○	○			
	3 第27条第2項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理		○				○
	4 第28条（第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録簿への登録等	○					
	5 第29条第1項（第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否	○					
	6 第29条第2項（第30条第2項、第31条第2項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知	○					
	7 第31条第1項の規定による変更の届出の受理	○					
	8 第32条の規定による登録簿の閲覧		○				○
	9 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理		○				○
	10 第34条の規定による登録の抹消		○				○
	11 第45条第4項の規定による報告の受理		○				○
	12 第47条第3項の規定による報告の受理		○				○
	13 第48条の規定による指導及び助言		○				○

14	第49条の規定による勧告及び命令		○	○				
15	第91条の規定による報告の徴収		○	○				
16	第92条第1項の規定による立入検査		○	○				
17	第93条第2項の規定による協力要請		○	○				

別表第三の二出先機関関係特定事項(保健福祉部)健康福祉センターの表1の項を次のように改める。

1 医療法に基づく事務	1	第5条第2項の規定による報告の徴収及び帳簿書類の提出要求		○			○	今市健康福祉センター、栃木健康福祉センター、矢板健康福祉センター及び烏山健康福祉センターを除く。以下この項から10の項まで及び16の項から19の項までにおいて同じ。
	2	第6条の8第1項の規定による広告違反を行った者に対する報告の徴収及び立入検査		○	○			
	3	第6条の8第2項の規定による広告違反を行った者に対する当該広告の中止命令等		○	○			
	4	第7条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の許可		○			○	
	5	第7条第2項の規定による病院における病床数等の変更の許可		○	○			
	6	第7条第2項の規定による診療所又は助産所の変更の許可		○			○	
	7	第7条第3項の規定による診療所における病床の設置等の許可		○	○			
	8	第8条の規定による届出の受理		○				○
	9	第8条の2第2項の規定による診療所又は助産所の休止等の届出		○				○

	の受理						
10	第9条第1項及び第2項の規定による診療所又は助産所の廃止等の届出の受理		○				○
11	第12条第1項ただし書の規定による病院の開設者以外の者を病院の管理者とする許可		○	○			
12	第12条第1項ただし書の規定による診療所又は助産所の開設者以外の者を診療所又は助産所の管理者とする許可		○			○	
13	第12条第2項の規定による2以上の病院を管理する場合の許可		○	○			
14	第12条第2項の規定による2以上の診療所又は助産所を管理する場合の許可		○			○	
15	第15条第3項の規定による届出の受理		○				○
16	第18条ただし書の規定による病院に専属の薬剤師を置かないことの許可		○	○			
17	第18条ただし書の規定による診療所に専属の薬剤師を置かないことの許可		○			○	
18	第25条第1項の規定による病院に対する報告の徴収及び立入検査		○	○			
19	第25条第1項の規定による診療所又は助産所に対する報告の徴収及び立入検査		○			○	
20	第27条の規定による病院の構造設備の検査及び許可証の交付		○	○			
21	第27条の規定による診療所又は助産所の構造設備の検査及び許可証の交付		○			○	

別表第三二出立機関関係特定事項(保健福祉部入職職社セクター)の表中九の項を削り、八の項を九の項とし、三の項から七の項までを一頁ずつ繰り下す、一〇の項の次に次のように加える。

3 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)に基づ	1 第9条の15の2の規定による認定		○	○			
-----------------------------	--------------------	--	---	---	--	--	--

く事務

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部健康福祉センターの表十の項を次のように改める。

10 老人福祉法に基づく事務	1 第6条の2第1項第1号の規定による市町村相互間の連絡調整等		○			○	
	2 第6条の2第1項第2号の規定による老人の福祉に関する実情の把握		○			○	
	3 第6条の2第2項の規定による助言		○			○	
	4 老人福祉法等の一部を改正する法律(平成2年法律第58号)附則第7条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の老人福祉法第28条第1項の規定による費用の徴収		○			○	

別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部健康福祉センターの表十四の項中第六号から第九号までを削り、同表中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項を二十の項とし、二十二の項を二十一の項とし、二十三の項を削り、別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部福祉事務所の表七の項第十号を削り、別表第三二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部保健所の表二十六の項を次のように改める。

26 食品衛生法に基づく事務	1 第8条の規定による届出の受理		○			○	
	2 第26条第1項の規定による検査命令		○			○	
	3 第28条第1項の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去(と畜場及び食鳥処理場に係るものを除く。7において同じ。)		○			○	
	4 第48条第8項の規定による届出の受理		○			○	生活衛生課長に限る。
	5 第52条の規定による許可		○				
	(1) (2)以外のもの			○			
	(2) 更新に係るもの					○	
	6 第53条の規定による届出の受理		○			○	生活衛生課長に限る。
7 第54条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令		○			○		
8 第55条(第62条において準用する場合を含む。)の規定による許	○						

可の取消し、禁止命令及び停止命令（食中毒原因施設に対するものに限る。）							
9 第56条の規定による改善命令		○			○		

別表第三二出発機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表二十九の項第十五号を次のように改める。

15 第69条第1項から第5項までの規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去		○			○		
---	--	---	--	--	---	--	--

別表第三二出発機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表四十一の項第二号を次のように改める。

2 第4条第3項の規定による販売業の登録の更新		○			○		
-------------------------	--	---	--	--	---	--	--

別表第三二出発機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表四十一の項第四号を次のように改める。

4 第18条第1項（第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び物件の収去（特定毒物研究者に係るものを除く。）		○			○		
---	--	---	--	--	---	--	--

別表第三二出発機関関係特定事項⑤保健福祉部工保健所の表四十五の項を次のように改める。

45 覚醒剤取締法に基づく事務	1 第3条第1項の規定による指定		○	○			
	2 第4条第2項の規定による申請書の受理（第30条の5において準用する場合を含む。）		○	○			
	3 第5条第1項の規定による指定証の交付（第30条の5において準用する場合を含む。）		○	○			
	4 第9条第2項の規定による届出の受理		○				○
	5 第9条第3項の規定による届出の受理		○				○
	6 第10条第1項の規定による指定証の返納（第30条の5において準用する場合を含む。）		○				○
	7 第10条第2項の規定による提出指定証の受理（第30条の5において準用する場合を含む。）		○	○			
	8 第10条第3項の規定による指定		○	○			

証の返還（第30条の5において準用する場合を含む。）							
9 第11条第1項の規定による指定証の再交付（第30条の5において準用する場合を含む。）		○				○	
10 第11条第2項の規定による返納指定証の受理（第30条の5において準用する場合を含む。）		○				○	
11 第12条第2項の規定による届出の受理（第30条の5において準用する場合を含む。）		○				○	
12 第12条第3項の規定による届出の受理（第30条の5において準用する場合を含む。）		○				○	
13 第12条第4項の規定による指定証の訂正（第30条の5において準用する場合を含む。）		○				○	
14 第22条の2の規定による届出の受理		○	○				
15 第23条の規定による届出の受理		○	○				
16 第24条第1項の規定による届出の受理		○				○	
17 第24条第2項の規定による報告の受理		○				○	
18 第30条の規定による報告の受理		○				○	
19 第30条の2の規定による指定		○	○				
20 第30条の4第1項の規定による届出の受理		○				○	
21 第30条の12第1項の規定による届出の受理		○				○	
22 第30条の13の規定による届出の受理		○	○				
23 第30条の14第1項から第3項までの規定による届出の受理		○	○				
24 第30条の15第1項の規定による報告の受理		○				○	

25	第30条の15第2項の規定による報告の受理		○				○
26	第31条の規定による報告の徴収		○			○	
27	第32条第1項の規定による立入検査、収去又は質問		○			○	
28	第32条第2項の規定による立入検査、収去又は質問		○			○	
29	第36条第1項の規定による届出、返納指定証及び報告の受理		○				○

別表第三の出先機関関係特定事項⑤保健福祉部×食肉衛生検査所の表三の項を次のように改める。

3 食品衛生法に基づく事務	1 第28条の規定による報告の徴収、臨検検査及び物件の収去（と畜場（併設される食肉処理施設を含む。）及び食鳥処理場に係るものに限る。以下この項において同じ。）		○	○		
	2 第54条の規定による食品等の廃棄処分及び措置命令		○	○		

別表第三の出先機関関係特定事項⑤保健福祉部×食肉衛生検査所の表中四の項削り、五の項を四の項とし、六の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三の出先機関関係特定事項⑧県土整備部×公園事務所の表一の項及び二の項を次のように改める。

1 都市公園法に基づく事務	1 第5条第1項の規定による許可（県土整備部の所管に係るものに限る。以下この項において同じ。）		○	○		
	2 第6条第1項及び第3項の規定による許可		○	○		
	3 第27条第1項及び第2項の規定による処分又は措置命令		○	○		
	4 第27条第6項の規定による売却		○	○		
	5 第27条第7項の規定による廃棄		○	○		
2 栃木県都市公園条例に基づく事務	1 第3条第1項及び第3項の規定による許可（県土整備部の所管に係るものに限る。以下この項において同じ。）		○	○		
	2 第6条の規定による利用の禁止及び制限		○	○		

3	第10条の規定による監督処分及び第11条第6号の規定による届出の受理（第11条の2の規定により指定管理者が行うものを除く。）		○	○		
4	第10条の3第1項第1号の規定による公示		○	○		
5	第10条の4の規定による評価及び意見聴取		○	○		
6	第10条の6の規定による返還		○	○		
7	第11条第1号から第3号までの規定による届出の受理（前項2に掲げる許可を受けた者が行うものに限る。）		○	○		
8	第12条第2項ただし書の規定による認定		○	○		
9	第13条の規定による使用料の減免		○	○		
10	第14条ただし書の規定による使用料の還付		○	○		

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の出発機関関係特定事項(5)保健福祉部工保健所の表二十六の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(人事課)